

受講申請について

1 (1) 研修の申込みは、受講申請書（以下「申請書」）の提出をもって行ないます。申込みの開始日は決まっていますので随時お申し込み下さい。なお、農作業安全に関する指導者育成研修Ⅰ～Ⅶ（オンライン）については、つくば館では受付しませんので、各都道府県にお申し込み下さい。

(2) 「申請書」の研修申請者は受講者の勤務先の所属長又は上司等とし、団体に属していない場合は研修申請者は受講者本人とします。郵送又は電子メールにより申請書を送付してください。送付先は下記のとおりです。申込期限は、オンライン研修の場合は研修日の概ね1週間前、水戸ほ場での研修の場合は原則として研修開始日の概ね2週間前までとなります。ただし、農業機械安全運転コースについて研修開始日の1か月程度前、農業機械整備技術コースについては研修開始日の3週間程度前に申込期限を設定していますので、ご注意ください。

（郵送）

〒305-0853 茨城県つくば市榎戸748-1
農林水産研修所つくば館 技術研修第2係あて

（電子メール）

提出先メールアドレス：kikaianzenkensyu@maff.go.jp

(3) 申込期限前であっても、定員を満した場合には受付を終了する場合があります（ホームページに掲載します）。

2 (1) 受講者を決定後、受講決定に係る通知を研修申請者に郵送又は電子メールにて送付します。但し、最少実施人数に満たない場合は、研修を中止することがあります。最少実施人数は研修日程表の欄外下部に記載しています。中止となった場合は速やかに受講申請者又は受講者にその旨を連絡いたします。

(2) 水戸ほ場で行う研修は農業機械等の安全な操作方法等を習得いただく体験型の研修となっております。安全に研修を受講いただくよう、研修中は職員の指示に従ってください。

万が一職員の指示に従わず事故等による施設、備品の毀損等又は研修生に傷害が生じた場合は研修生又は派遣した団体等の責任において対応いただきますので、あらかじめご了承ください（受講に際し各自で傷害保険等に加入することをお勧めします）。